

議 案 書

【議案】

〔令和5年度第3回評議員会〕

番 号	件 名	ページ
議案第1号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和5年度会計収入支出補正予算について	資料1
議案第2号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和6年度事業計画について	資料2
議案第3号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和6年度会計収入支出予算について	説明資料 資料3-1 資料3-2
議案第4号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款の変更について	4
議案第5号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事の選任について	5

令和6年3月28日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

議案第1号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和5年度会計収入支出補正予算について

資料1のとおり

令和6年3月28日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

議案第2号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和6年度事業計画について

資料2のとおり

令和6年3月28日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

議案第3号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和6年度会計収入支出予算について

説明資料及び資料3-1、3-2のとおり

議案第4号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款の変更について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款の一部を次のように変更する。

<変更理由>

- 1 事業廃止及び新規事業の開始に伴い、所要の改正を行うもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款（案）新旧対照表

現 行	変更案
第1条～第44条〔略〕 第11章 公益を目的とする事業 (種別) 第45条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。 (1) 居宅介護支援事業 (2) 要介護認定調査事務受託事業 <u>(3) 熊本市生活困窮者自立相談支援事業</u> <u>(4) 熊本市生活困窮者家計相談支援事業</u> <u>(5) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業</u> <u>(6) 住宅確保要配慮者支援事業</u> 第46条～第52条〔略〕	第1条～第44条〔略〕 第11章 公益を目的とする事業 (種別) 第45条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。 (1) 居宅介護支援事業 (2) 要介護認定調査事務受託事業 <u>(3) 介護保険法に基づく介護予防支援事業</u> <u>(4)</u> ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 <u>(5)</u> 住宅確保要配慮者支援事業 第46条～第52条〔略〕

令和6年3月28日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

議案第5号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事の選任について

<提出理由>

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第18条、第19条及び第23条並びに社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事及び監事選出等に関する規程第2条に基づき、選任をお願いするもの

養護老人ホーム愉和荘施設長 神永 修一 様

<任期>

令和6年4月1日から令和7年度定時評議員会終結の時まで

《参考資料》

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款〔抜粋〕

(役員の数)

第18条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事及び監事選出等に関する規程〔抜粋〕

(理事の選任区分)

第2条 評議員会は、会員の中から、次の各号に掲げる区分に従い選任する。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 地域福祉の福祉活動実践団体 | 1名 |
| (2) 民生委員児童委員等の福祉活動団体 | 1名 |
| (3) 地域の福祉に関係ある団体 | 1名 |
| (4) 社会福祉施設及びこれに関係ある団体 | 2名 |
| (5) 行政機関及び社会福祉協議会 | 2名 |
| (6) 学識経験者等 | 1名 |
| (7) 社会福祉を支援する企業及び団体 | 2名 |

